

高知市住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金 よくあるご質問

※令和6年8月5日版

No.	ご質問	回答
1	設置済みの場合、補助の対象となりますか。	設置済みの場合は、補助の対象になりません。 本補助金の 交付決定後に 、補助対象事業に 着手（契約・発注） してください。
2	「蓄電池」のみを導入する場合は、補助の対象となりますか。	本補助金は、「太陽光発電設備」又は「太陽光発電設備及びその付帯設備である蓄電池」を導入する事業を補助対象としているため、「蓄電池」のみの導入に対しては補助を行っておりません。 既に太陽光発電設備を設置し発電を行っている住宅に対して「蓄電池」を導入する場合は、「高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金」の補助対象となる場合がございますので、ホームページをご確認ください。
3	既に「太陽光発電設備」を設置しておりますが、今回「太陽光発電設備」を増設したいと考えています。この場合は、補助の対象となりますか。	「太陽光発電設備」を増設する場合は、補助の対象とならない場合がございますので、ご相談ください。
4	余剰電力を売ることはできますか。	本補助金を活用する場合、 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得することはできません。 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を受けずに余剰電力を売ることは制限しておりませんが、この補助金により導入する太陽光発電設備で 発電した電力量の30%以上を自家消費 することが本補助金の要件ですので、ご注意ください。
5	「蓄電池」の要件である「蓄電池の導入価格が155,000円/kWh以下であること」について、これを計算する際に、蓄電池の容量は「定格容量」又は「初期実効容量」のどちらの値を使いますか。	「定格容量」で計算してください。
6	「蓄電池」の要件である「国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）（2）交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（イ）蓄電池に定められている交付要件を満たすこと」について、この要件を満たしていることはどのように証明すればよいですか。	要件を満たしていることが確認できる仕様書等を提出してください。
7	交付申請時に提出する「当該年度の固定資産税納税通知書・課税明細書の写し又は当該年度の土地・家屋課税台帳兼名寄帳」について、最近建てた家であるため、該当の書類がありません。	このような場合には、「 建築基準法に基づく検査済証の写し 」又は「 不動産登記事項証明書（コピー不可） 」を提出してください。
8	交付申請時に提出する「見積書」について、太陽光発電設備と蓄電池の見積書は別紙でないといけませんか。	別紙でなくてもかまいません。 ただし、下記の項目のそれぞれの金額が分かるように記載してください。 ・ 太陽光発電設備に係る購入費 ・ 太陽光発電設備に係る工事費 ・ 蓄電池に係る購入費 ・ 蓄電池に係る工事費 また、値引きがある場合は、値引き後の金額で記載していただくか、どの項目から値引きをするかが分かるように記載してください。
9	交付申請時に提出する「見積書」について、「太陽光発電設備」と「蓄電池」の両方に関わる設備の経費はどちらの補助対象経費とすべきでしょうか。	「太陽光発電設備」と「蓄電池」の両方に関わる設備の経費は、「蓄電池」の補助対象経費として計上してください。
10	実績報告時に提出する「補助対象設備の保証書の写し」について、保証書の発行手続きに時間を要するため、提出期日の「事業完了日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日まで」に提出できません。	提出期日までに、「 メーカーへ保証書の発行を依頼していることが分かる書類 （メーカーへの提出資料等）」をご提出ください。これにより、実績報告書類の審査を行います。その後、「保証書」が発行された段階でその写しを提出してください。